

第一号ロ中をいうの下に」を以下同じを加える。

第二号イ中「第十七条第一項第二号」を「第十七条第一項第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等（法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下この号において同じ。）のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二條第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八條の規定による課する所得割を除く。）の額を合算した額が十万円未満であるもの又は同令第十七條第一項第二号に改める。

○厚生労働省告示第百三十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四條の二第二項（同法第六十三條の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法に基づき指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

別表第一の2中「1月に12日」の次に「（継続して入院又は外泊している者にあつては、入院し、又は外泊した初日から起算して3月に限る。）」を加へ、同の2中「6日」を「8日」に改め、同の2中「7日」を「9日」に改め、

別表第一の4の2中「2万円」を「10万円」に改め、同の4の2中「1万円」を「2万円」に改め、同令第十七條の二第一項第二号から第四号までに掲げる施設給付決定保護者（以下「住所持者等」という。）の施設給付決定に係る障害児（小学校教員等の障害児を除く。）や「施設給付決定（法第二十四條の3第三項に規定する施設給付決定をいう。以下同じ。）に係る障害児」とある同の4の2中「住所持者等の施設給付決定に係る小学校教員等の障害児」を「児童福祉法施行令第二十七條の二第一項第二号から第四号までに掲げる施設給付決定保護者（以下「住所持者等」という。）の施設給付決定に係る障害児」と改め、

別表第一の2中「1月に12日」の次に「（継続して入院又は外泊している者にあつては、入院し、又は外泊した初日から起算して3月に限る。）」を加へ、同の2中「6日」を「8日」に改め、同の2中「7日」を「9日」に改め、

別表第一の3の2中「小学校教員等の障害児及び住所持者等の施設給付決定に係る障害児（小学校教員等の障害児を除く。）」を「障害児」と改め、同の3の2中「小学校教員等の」を「」に改め、

別表第一の4の2中「1月に12日」の次に「（継続して入院又は外泊している者にあつては、入院し、又は外泊した初日から起算して3月に限る。）」を加へ、同の4の2中「6日」を「8日」に改め、同の4の2中「7日」を「9日」に改め、

別表第四の2の2中「小学校教員等の障害児及び住所持者等の施設給付決定に係る障害児（小学校教員等の障害児を除く。）」を「障害児」と改め、同の2の2中「小学校教員等の」を「」に改め、

○厚生労働省告示第百三十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四條の二第二項第二号（第六十三條の三の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法第二十四條の二第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百五十八号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第一号中「二まで」を「ホまで」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 二十歳以上の者のうち、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六條第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）であるもの、一万四千八百八十円（食事療養標準負担額が一萬四千八百八十円を下回るときは、当該食事療養標準負担額）

第一号ニ中「この号」を「このホ」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「二」を「ホ」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 二十歳以上の者のうち、要保護者（生活保護法第六條第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて、かつ、食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護（同法第二條に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となるものであつてこのハに定める額を負担することとしたならば保護を必要としない状態となるもの

第二号中「及びロ」を「からハまで」に改め、同号イ中「ロ」を「ロ及びハ」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 被保護者 一万四千八百八十円（生活療養標準負担額が一萬四千八百八十円を下回るときは、当該生活療養標準負担額）
第二号に次のように加える。
ハ 要保護者である者であつて、かつ、生活療養標準負担額を負担することとしたならば保護を必要とする状態となるものであつてこのハに定める額を負担することとしたならば保護を必要としない状態となるもの

必要とする状態となるものであつてこのハに定める額を負担することとしたならば保護を必要としない状態となるもの

○厚生労働省告示第百四十号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七條の六第一項の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十七條の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法を次のように定め、児童福祉法施行令第二十七條の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第五百六十一号）は、平成十九年三月三十一日限り廃止する。

平成十九年四月一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

児童福祉法施行令第二十七條の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）以下「令」という。第二十七條の六第一項に規定する厚生労働大臣が定める方法により算定する額は、次の各号に掲げる施設給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）以下「法」という。）第二十四條の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下同じ。の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 施設給付決定保護者のうち、施設給付決定（法第二十四條の三第四項に規定する施設給付決定をいう。以下同じ。）に係る障害児が十八歳未満であるもの又は二十歳未満の加齢児（令第五十條の二第二項に規定する加齢児をいう。以下同じ。）次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ 別表第一の上欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額
ロ 別表第二の上欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に別表第三の上欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を加えて得た額

二十歳以上である加齢児 次のイからニまでに掲げる加齢児の区分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる額

イ 認定月収額（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五十一条の六第一号に規定する認定月収額をいう。）から、次の表の上欄に掲げる就労収入（同条第五十一条に規定する就労収入をいう。以下同じ。）の額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）を六万六千六百六十七円から別表第三の上欄に掲げる額を加齢児（ハ及びニに掲げる者を除く。）六万六千六百六十七円から別表第三の上欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を控除して得た額と控除後の認定月収額から六万六千六百六十七円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額（その額が一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

| 就労収入の額 | | 額 |
|------------|--|---|
| 二万四千円以下の額 | 就労収入の額 | 額 |
| 二万四千円を超える額 | 二万四千円と就労収入の額から二万四千円を控除して得た額に百分の三十を乗じて得た額の合計額 | 額 |

控除後の認定月収額が六万六千六百六十七円以下である加齢児（ハ及びニに掲げる者を除く。）控除後の認定月収額から別表第三の上欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）

ハ 指定施設支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）のあった月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六十二条第二項に規定する要保護者をいう。）である加齢児であつて、食費等の負担限度額（令第二十七条の六第一項に規定する食費等の負担限度額をいう。）を零以上イ又はロにより算定した額未満とした場合には保護（同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの。零以上イ又はロにより算定した額未満の範囲内で加齢児が保護を必要としない状態となる額のうち最も高いもの

ニ 指定施設支援のあった月において被保護者（生活保護法第六十一条に規定する被保護者をいう。）である加齢児。等

| 施設給付決定保護者の区分 | | 額 |
|------------------------------|--|-------|
| 一 次項に掲げる者以外の者 | | 七万九千円 |
| 二 令第二十七条の二第二項第二号から第四号までに掲げる者 | | 五万円 |

| 施設給付決定保護者の区分 | 額 |
|---------------|--|
| 別表第一の一の項に掲げる者 | 施設給付決定保護者が受けた指定施設支援に係る法第二十四条の二第二項、法第六十三條の三の二第三項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により算定された障害児施設給付費の額に百分の百（法第二十四条の五（法第六十三條の三の二第三項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の規定が適用される場合にあつては、百分の百を法第二十四条の五に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において都道府県が定めた割合（以下「都道府県特 |

| 別表第三 | 施設給付決定保護者の区分 | 額 |
|------|---|-------|
| 一 | 施設給付決定に係る障害児が十八歳未満の施設給付決定保護者 | 三万四千円 |
| 二 | 六十五歳以上の加齢児 | 三万円 |
| 三 | 六十歳から六十四歳までの加齢児又は国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）に基づく障害基礎年金を受給する加齢児のうち障害の状態が同法第三十条第二項に規定する障害等級の二級に該当するもの（前項に掲げる者を除く。） | 二万八千円 |
| 四 | 前三項に掲げる者以外の者 | 二万五千円 |

例割合」という。）で除して得た割合）を乗じて得た額（その額が一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）九たし、当該額が三万七千二百円を超えるときは、三万七千二百円とする。

施設給付決定保護者が受けた指定施設支援に係る法第二十四条の二第二項の規定により算定された障害児施設給付費の額に百分の百（法第二十四条の五の規定が適用される場合にあつては、百分の百を都道府県特別割合で除して得た割合）を乗じて得た額に三・〇四を乗じて得た額（その額が一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）たし、当該額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。

平成二十一年三月三十一日までの間は、別表第一の二の項中、第二十七条の二第二項第二号」とあるのは、第二十七条の二第一項第一号に掲げる者のうち、施設給付決定保護者及び施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第二百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）の額を合算した額が十万円未満であるもの又は令第二十七条の二第二項第二号」とする。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の十一第二項の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十七条の十一第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、児童福祉法施行令第二十七条の十一第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百六十二号）は、平成十九年三月三十一日限り廃止する。

平成十九年四月一日

児童福祉法施行令第二十七条の十一第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）以下「令」という。第二十七条の十一第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる施設給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫